

令和5年度岡山市立芳泉中学校 部活動ガイドライン（活動方針）

令和5年4月1日

I 本校が目指す部活動

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツ・文化ライフの基礎を培う資質・能力の育成を図り、バランスの取れた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができることを目指す。

部活動の意義（本校で大切にしたいこと）

部活動を実施するにあたり生徒や教職員にとってたくさん意義があります。「岡山市の目指す部活動」の実現に向け、本校の部活動を運営するにあたり次の内容を基本理念とする。

- 異年齢の交流の中で貴重な体験ができる。
- 心身をリフレッシュさせることができる。
- 仲間とともに自主的・自発的に活動できる。
- 生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ能力や態度を育てることができる。
- 体力・精神力の向上と健康の保持増進を図ることができる。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合うことができる。
- 自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- 共通の目標に向かって努力することで、達成感や充実感を味わうことができる。
- 顧問と生徒、生徒同士の信頼関係を深めることができる。
- 教職員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会となる。

II 部活動の運営について

1 適切な運営のための体制整備

- 活動方針や年間・月間の活動計画等を作成し、文書等で周知する。
- 生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- 毎月の活動計画等の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度としないようにする。
- 大会や練習試合等の参加については、日程等を十分に考慮し、生徒、教職員共に過度な負担にならないようにする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 体罰やハラスメントの行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再認識し、ハラスメントの禁止はもちろん指導中の言動や態度にも十分注意する。
- トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ障害のリスクを高めることや運動能力の向上につながらないこと等を理解する。生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの導入等により、休養を取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- 週当たり必ず2日以上の休養日を設ける。ただし平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）の少なくとも1日以上を休養日とする。大会等への参加などによりやむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日を確保する。ただし、試験週間など、本来部活動のない期間への名目上の代替は行わない（朝練習のみの日も練習日数にカウントする）。

※ 働き方改革の観点から、活動時間には、部活動顧問の指導時間も含む。

- 1日の活動時間は、平日2時間以内（朝練習を含む）、休養日（長期休業期間中及び「週末」を含む）は3時間以内とする。

(活動例)						
月	火	水	木	金	土	日
2時間	2時間	休み	2時間	2時間	3時間	休み

平日（1日以上 の休養日） 2時間以内×4日 ＝8時間以内
--

休業日（1日以上 の休養日） 3時間以内×1日 ＝3時間以内

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日を含み、1週間程度の休養期間を設けることとする（8月中旬、年末年始の2回）。

※ ガイドラインに示した「活動時間」とは、スポーツ・文化活動時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。ただし、活動外時間についても、可能な限り短時間で行うようにする。

また、始業前の活動は1日の活動時間に含み、放課後の活動時間が十分に取れない場合などに、学校生活や家庭などに配慮して行う。また、週末を含む休業日に実施する練習試合については、半日で収まるよう、参加校数や試合方法などを工夫する。

4 安全管理と事故防止について

- 校長及び部活動顧問は、活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生徒が常に安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内での研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。
- 気候変動等により、暑熱環境が悪化する中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務となっている。暑さ指数等を参考に学校の置かれている環境や生徒の実態に応じた防止対策等により、生徒の安全確保の徹底を図る。

5 その他

- このガイドラインは、「岡山市部活動ガイドライン」を受けて策定したものである。ここに記載されていないものについては、岡山市部活動ガイドラインに準じる。